

資料 7 - 7 表 令和 6 年の県の防災体制設置回数（風水害）

（単位：回）

	第二非常体制	第一非常体制	警戒第二体制	警戒第一体制
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急安全確保が発令されたとき</li> <li>・大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発令されたとき</li> <li>・大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現したとき</li> <li>・顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき</li> <li>・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」となったとき</li> <li>・氾濫開始相当水位に達した河川があるとき</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」となったとき</li> <li>・県内の広範囲にわたる大規模な被害が発生又は予想されるとき</li> <li>・災害救助法を適用する災害が発生したとき</li> <li>・知事が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水・暴風警報の全てが発令されるに至ったとき</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき（①）</li> <li>・氾濫危険情報が発表されたとき又は氾濫危険水位に達した河川があるとき（②）</li> <li>・上記①②またはこれに準ずる気象現象に基づき避難指示が発令されたとき</li> <li>・知事が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき</li> <li>・避難判断水位（避難判断水位相当水位※を含む）に達した河川があるとき</li> <li>・高齢者等避難が発令されたとき</li> <li>・知事が必要と認めたとき</li> </ul> <p>※避難判断水位相当水位 土岐川（釜戸）及び官川（高山）の水位観測所における氾濫注意水位をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の警報のうち、いずれかが発表されたとき（大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報）</li> <li>・知事が必要と認めたとき</li> </ul>
1 月	1		1	1
2 月				
3 月	1	1	2	
4 月				
5 月				
6 月		1	1	
7 月		3	3	
8 月	1	1		
9 月		1	2	1
10 月				
11 月			1	
12 月				1
合計	3	7	10	3